

住宅開発事業のごみステーションの基準

この基準は、住宅開発事業に伴い整備するごみステーションの配置及び整備の要件等を定めるものとする。

【設置について】

- ◇ 戸数が20戸未満の場合は、既存のごみステーションが利用可能であるか、ごみステーションを管理する町内会と協議し、決定すること。
※ 町内会との協議は、開発計画の早い段階で実施すること。
- ◇ 戸数が20戸以上又は20戸未満であって既存のごみステーションの利用ができない場合は、以下に従い、ごみステーションを新設すること。
- ◇ 開発事業の計画確定前に、現場での立会いを含め協議をさせていただきます。

【整備について】

- ◇ 設置場所は、以下の要件を満たすこと。
 1. 交差点内及び交差点から5メートル以内に設置しないこと。
 2. 収集車両が、安全に停車でき、作業後、通り抜け又は旋回が可能な場所とすること。
 3. 道路を通行する人及び車両に交通安全上影響ない場所とすること。
 4. 収集作業員が、安全に作業可能な場所とすること。
- ◇ 面積は、下表に掲げる値以上とすること。
- ◇ 寸法は、下表を標準とすること。ただし、間口は2メートル以上、奥行きは3メートル以内とすること。
- ◇ 高さ80センチ以上の構造物で仕切ること。構造物の部材は、視認性を確保し交通安全に配慮したネットフェンス等で整備することが望ましい。
- ◇ ごみステーションの四方を構造物で囲む場合、は、幅1メートル以上、高さ1.8メートル以上のスライド式の開閉扉（無施錠のもの）を設置すること。
- ◇ 道路との境界に段差をつけないこと。排水機能を有した構造とすること。

【帰属・管理について】

- ◇ ごみステーションの敷地・構造物について、市は帰属を受けないものとする。
- ◇ 集合住宅のごみステーションにあつては、開発事業者、住宅管理者又は住宅居住者が管理するものとし、管理者、連絡先をごみステーション内に表示すること。

「参考：ごみステーションの大きさ」

宅地分譲・マンション・アパートの場合

戸数	面積	間口	奥行
1～19戸	3㎡	2m	× 1.5m
20～29戸	5㎡	2.5m	× 2m
30～39戸	7㎡	3.5m	× 2m
40～49戸	9㎡	4.5m	× 2m
50～59戸	12㎡	4m	× 3m
60～69戸	13.5㎡	4.5m	× 3m
70～79戸	15㎡	5m	× 3m
80～89戸	18㎡	6m	× 3m
90～99戸	21㎡	7m	× 3m
100～119戸	30㎡	10m	× 3m
※120戸以上は、10戸増えるごとに2㎡を加える。			

ワンルームマンションの場合

戸数	面積	間口	奥行
1～28戸	3㎡	2m	× 1.5m
29～42戸	5㎡	2.5m	× 2m
43～57戸	7㎡	3.5m	× 2m
58～71戸	9㎡	4.5m	× 2m
72～85戸	12㎡	4m	× 3m
86～99戸	13.5㎡	4.5m	× 3m
100～114戸	15㎡	5m	× 3m
115～128戸	18㎡	6m	× 3m
129～142戸	21㎡	7m	× 3m
143～170戸	30㎡	10m	× 3m
※170戸以上は、10戸増えるごとに2㎡を加える。			

【その他】

- ◇ ごみステーションのご質問やご不明な点については、清掃事業所事業係（電話76-3053）へお問い合わせください。